

意見書（案）第5号

厚生労働省最高裁判所判決への対応策の撤回と全ての生活保護利用者への全面的な補償措置等を求める意見書

上記の意見書（案）を別紙のとおり提出する。

令和8年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明様

提出者	三鷹市議会議員	野村羊子
賛成者	〃	石井れいこ

## 厚生労働省最高裁判所判決への対応策の撤回と全ての生活保護利用者への全面的な補償措置等を求める意見書

2025年6月27日、最高裁判所第三小法廷は、2013年8月から3回に分けて実施された生活扶助基準の引下げ（以下「本引下げ」という。）に係る保護費減額処分取消し等を求めた訴訟の上告審において、本引下げの違法性を認め、保護費減額処分を取り消す判決（以下「本判決」という。）を言い渡した。

厚生労働省は、最高裁判決への対応に関する専門委員会（以下「専門委員会」という。）を設置した。その報告書を受けて厚生労働省は、2025年11月21日、「最高裁判決への対応に関する専門委員会報告書等を踏まえた対応の方向性」（以下「本対応策」という。）を公表した。本対応策の概要は、原告らを含む全ての生活保護利用世帯に対し、1、本判決で違法とされなかった「ゆがみ調整（及び2分の1処理）」を再実施し、2、本判決で違法とされた「デフレ調整」（マイナス4.78%）に替え、下位10%の低所得世帯の消費実態との比較による新たな減額調整（マイナス2.49%）を行った上で、3、原告らについてのみ「特別給付」として2による減額相当分を追加給付するというものであった。

これは、最高裁判所による確定した司法判断を軽視したものであり、原告らは緊急声明「生活保護利用者の人間の尊厳を再び踏みにじる司法軽視の再減額方針の撤回を強く求める」を発出した。その内容は、「専門的知見を無視した政治的判断で史上最大の生活保護基準引き下げを行った厚生労働省は、最高裁によって判断の違法を断罪されてなお、10数年前と全く同様の過ちを犯そうとしている。かかる対応は司法軽視もはなはだしく、この国の三権分立、法の支配を揺るがすものである。また、弱い立場におかれた生活保護利用世帯の人権と人間の尊厳を再び踏みにじる仕打ちであって断じて容認できない。」等というものである。

さらに、減額そのものだけではなく、訴訟の原告であったか否かによって補償内容に差異を設けることは、法の下での平等（憲法第14条）や無差別平等原理（生活保護法第2条）に反するほか、本判決の趣旨にも反すると日本弁護士会は断じている。

よって、本市議会は、国会及び政府に対し、本対応策を撤回し、全ての生活保護利用者に対する全面的な補償措置を直ちに実施することを求める。また、違法な生活保護基準の引下げが再び行われることのないよう、本引下げがなされた経緯の検証を行うとともに、「生活保障法」の制定により今後の生活保護基準改定方式を適正化することを強く求めるものである。

上記、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和8年3月27日

三鷹市議会議長 伊藤俊明

